平成28年度から軽自動車税の税率が変わります

地方税法の一部改正により、軽自動車税の税率が、下記のとおり平成28年度から変更となります。

2輪車および小型特殊自動車など

平成28年度から、新税率が適用されます。

車 種	車種内容	平成27年度までの税率	平成28年度からの税率	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	
	50cc超~90cc以下	1,200円	2,000円	
	90cc超~125cc以下	1,600円	2,400円	
	ミニカー(50cc以下)	2,500円	3,700円	
小型特殊自動車	農耕用(最高速度35km/h未満)	1,600円	2,400円	
	その他(最高速度15km/h以下)	4,700円	5,900円	
軽自動車2輪	軽自動車2輪 125cc超~250cc以下		3,600円	
2輪の小型自動車	2輪の小型自動車 250ccを超えるもの		6,000円	

●3輪および4輪以上の軽自動車

平成27年4月1日以後に新車新規登録した3輪及び4輪の軽自動車は税率が引き上げとなります。なお、平成 27年度に新車新規登録した車両のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両は、その燃 費性能に応じて、税率を軽減する特例措置が、平成28年度分に限り適用されます。また、グリーン化を進める 観点から、新車新規登録から13年を経過した車両は、平成28年度から概ね20%の重課となります。

		旧税率	新税率	重課税率	軽課税率				
				平成27年3	平成27年4	平成28年4	平成27年度に新車新規登録した(※1)~		
車種 車種内容		月31日以前	月1日以後に	月で新車新	(※3)のそれぞれ基準にあてはまる車両				
		に新車新規	新車新規登	規登録から	【平成28年度の1年間限りの軽減】				
				登録した車両	録した車両	13年を経過	75%軽減	50%軽減	25%軽減
					した車両	(%1)	(%2)	(%3)	
	3輪		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	
		乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
軽自動車 4輪	/ 輪	米川	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円
	← ¥₩	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円

- (※1) 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)
- (※2)乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
- 貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- (※3)乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車
- 貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
- ※上記 (※2) (※3)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。
- ※新車新規登録とは、最初の新規検査年月のことで、自動車検査証に記載されている「初度検査年月」のことです。

使わないバイクや軽自動車の廃車について

軽自動車税は、使用している、していないに関係なく、毎年4月1日現在に登録されている所有者に かかります。使わない車両や名義変更をしていない車両などは、年の途中で変更されても税金は戻り ませんので、3月末までに手続きを済ませてください。

区分	車 種	手続き場所
「下仁田町」の標識	原動機付自転車 (125cc以下・ミニカー) 小型特殊自動車 (農耕用など)	下仁田町役場 住民税務課 税務係 ☎0274-82-2113
「群馬」の標識	2輪の軽自動車 (125cc超~250cc以下) 2輪の小型自動車 (250ccを超えるもの) 3輪の軽自動車 4輪の軽自動車	群馬県自動車整備振興会 前橋市上泉町397-1 ☎027-261-0274 関東運輸局 群馬運輸支局 前橋市上泉町399-1 ☎050-5540-2021 軽自動車検査協会 群馬事務所 前橋市野中町322-1 ☎050-3816-3109

問合せ先 住民税務課 税務係 **☎**82-2113(直通)

個人番号カードの交付がはじまりました

申請いただいた個人番号カードの交付を2月から順次行っております。個人番号カード交付通知はがきが届いたら、 下記のものを持参の上、必ず本人が来庁してください。

※交付期日までに来庁できない場合はご連絡ください。

■持参するもの

- ・通知はがき(回答書に住所・氏名を記入)
- ・ 通知カード
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- · 本人確認書類:写真付公的身分証明書] 点 又は写真なし公的身分証明書2点

○写真付公的身分証明書(例)

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、等

○写真なし公的身分証明書(例)

後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年 金証書、健康保険被保険者証、福祉医療受給者証、学生証、等

病気、身体の障害により、本人が来庁することが困難な場合に限り代理人にカードの受け取りを委任できます。下記 のものを持参の上、来庁してください。

■持参するもの(詳しい内容については通知カード送付時に同封されたご案内等で確認してください)

- ・通知はがき(回答書に住所・氏名を本人が記入)
- ・通知カード
- ・委任状(法定代理人の場合は、戸籍謄本又は登記事項証明書)
- ・本人が来庁できない事を証する書類(診断書、入院証明書、障害者手帳、等)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ・本人確認書類(本人と代理人両方):写真付公的身分証明書2点 又は写真付公的身分証明書1点と写真なし公的身分証明書1点

※本人確認書類は写真付公的身分 証明書が必ず1点必要となります のでご注意ください。

全国的にカードの交付が集中しているため、時間がかかる場合があります。時間に余裕を持ってお出かけください。

受取時間 午前8時30分~午後5時 毎週水曜日のみ午後7時まで

※土·日·祝祭日及び12/29~1/3を除く

問合せ先 住民税務課 住民係 ☎82-2111(内線334)又は☎82-2112(直通)

国民健康保険加入中のみなさまへ

マイナンバー通知カードをご確認ください!

平成28年1月から、国民健康保険の各種手続きでマイナンバーの提示が必要になっています。来庁される際は、み なさまのお手元に届いた個人番号(マイナンバー)通知カードを必ずご持参ください。※すでに顔写真入りのICカード をお持ちの方はそちらで確認いたします。

■対象となる手続き(主なもの)

- ・国民健康保険に入るとき・住所地特例に関する届出をするとき
- ・被保険者証・高齢受給者証等の再交付を受けるとき
- ・住所・氏名・世帯の変更を届けるとき
- ・限度額適用・標準負担額減額の認定を受けるとき
- ・高額療養費・高額介護合算療養費等の支給を申請するとき
- ・療養費(保険証を使わずに受けた診療費、補装具代等)の支給を申請するとき
- ・特定疾病の認定を受けるとき

など、多岐にわたります

- ※個人番号は通知カードの原本もしくはそれをコピーしたもののみ受理できます。
- ※対象になる方すべてのカードをご用意ください。(世帯主·対象者·口座名義人·来庁者がすべて異なる場
- ※来庁される方は運転免許証等の身分証明書もご持参ください(身分が証明できない場合は、関係性を証明する書 類を取得していただく場合があります)。
- ※個人番号は、その利用目的が決められています。そのため、内容の異なる届出をする際は、その都度番号を提示し てください。

問合せ先 健康課 国保係 ☎64-8801

